

被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

このたびの平成30年7月豪雨を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付については、次のような特例措置を行っております。

1. 申告・納付期限の延長

指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、平成30年度に行う労働保険料・一般拠出金の申請手続や、納付についての**期限が延長**されます。(指定地域に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合も含まれます。)

【指定地域】

岡山県	岡山市北区及び東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

【要件】 特にありません（一律に延長されます）

- ※1 延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。
- ※2 手続が免除されるものではありませんので、延長された期限までには手続を行っていただきますよう、お願いいたします。


2. 納付の猶予

平成30年7月豪雨により被害を受け、次の要件を満たす事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として**1年以内の期間猶予**されます。

【対象地域】 すべての地域で申請可能

【要件】 事業財産に相当の損失(おおむね20%以上)を受けたこと

- ※1 保険料を免除するものではありませんのでご注意ください。
- ※2 通常の手続に合わせて、猶予の申請が必要です。
- ※3 指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず「1. 申告・納付期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。

 このリーフレットに関するご質問等がございましたら、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。